

【イギリス】2014年移民法

海外立法情報課 岡久 慶

* 移民の削減は保守党が掲げた公約であり、移民のための公共サービスの負担が増す中、国民からの移民に対する風当たりは強くなっている。2014年5月14日成立した移民法は、こうした動きを踏まえ、移民削減のため様々な施策を実行するために成立した法律である。

1 立法の背景

イギリスの有権者にとって、移民は常に順位の高い関心事項であり、イプソス・モリ社による2014年4月の世論調査（注1）では、経済（34%）に2%差で続く2番目の重要問題という結果が出ている。2010年総選挙当時も同様の傾向がみられ、保守党は労働党政権下で年間20万人にも上った移民を「数万に抑える」という公約を掲げた。

こうした背景には、特に2004年の欧州連合拡大以降、東欧諸国から大量の移民が流れ込み、ただでさえ緊縮財政に苦しむ公共サービスに負担をかけ、賃下げの原因となり、あるいは国外退去に対しては人権を盾に異議を申し立てることが可能で（年間平均7万件）、悪質な犯罪者であっても容易に国外退去させられない問題が頻繁に報道されること等が指摘される。欧州連合からの脱退と移民制限を訴えるイギリス独立党が近年台頭してきた背景にも、こうした状況に対する有権者の強い不満がある。

2014年移民法（Immigration Act 2014 c.22）はこうした背景のもとに、「不法滞在者に過酷な環境を整える」（テレサ・メイ内相）ことを目的として導入された。しかしこの法律では欧州連合からの移民については対応できず、審議過程でも保守党の一般議員から幾度もこうした移民を制限する改正案が提出されたが、いずれも否決された。

2 2014年移民法の概要

この法律の主な規定は以下のとおりである。

(1) これまで、滞在資格のない者の退去は、入国拒否、不法入国又は超過滞在等のケースによって複数の移民関係法に分けて規定され、滞在資格がない旨の通知に続いて国外退去の通知が発行されるという形で行われていた。これらの規定を統合かつ簡素化し、国務大臣又は入国管理官の発する国外退去指示によって、家族とともに国外退去させることを可能とする。退去対象者の中に子どもがいる場合、不服申立てが却下されて退去が執行されるまで、28日間の猶予期間が与えられる。内務省の関連資料は、手続の簡素化で法的異議申立ての余裕を与えない、という利点を挙げている。

(2) 国外退去指示を発されて身柄を拘束された者による釈放申請の申立てが却下されてから28日以内に再度の申立てがあった場合、格段の状況の変化がない限り、裁判所はその訴えを審理抜きで棄却しなければならない。また、国外退去が14日以内に予定されている者を釈放する場合は、国務大臣の同意が必要となり、同意が得られなかつ

た場合は、国外退去まで身柄拘束が継続する。

(3) 従来制度では、国外退去を申し渡された者は、17 の理由で異議申立てを行うことが可能で、棄却されても別の理由で申立てを行い続け、退去まで時間が長引くことが常態化していた。改正により、今後の申立ては、国外退去が「難民条約」、「人道的保護の義務」、「1998 年人権法(注 2)」いずれかの違反になるという理由に限定される。また裁判所は、国外退去が欧州人権条約第 8 条(私生活、家族生活の権利)の違反に当たるか否かを判断するにあたり、納税者への負担、当該人物のイギリス社会への統合の見込みといった「公益」を考慮する義務を負う。これらの制限により、年間異議申立て件数を 2012 年比マイナス 58%、3 万 9500 件削減できると考えられている。

(4) 賃貸人に対し、賃借人の在留資格確認と不法滞在者への賃借禁止を義務づけ、違反に対しては最高 3,000 ポンド(約 51 万円)の罰金を科す。これは雇用主が被用者に対して行うことを義務づけられた確認を、賃貸の分野にも拡大するものである。またこれまでの制度では、欧州外から来た一時的移民でも無期限滞在資格者と同様に国民健康保険の無料サービスを受けることができ、年間 20 億ポンド(約 3450 億円)の負担が生じていた。これを改め、入国許可を出す段階で保険料を支払わせる。政府は 5 億ポンドの支出回収が可能であるとしている。

(5) イギリスでは、欧州外出身者が関わる結婚又は市民パートナーシップ(以下 CP という。注 3)が年間 3 万 5000 件あるが、その内 4,000 件から 1 万件が滞在資格の確保を目的とした偽装であるといわれる。これまでも結婚や CP の登記を受け付ける登録所の責任者は、偽装関係が疑われるケースを内務省に報告することを義務づけられていたが、今後は欧州外出身者が滞在資格上の利益を得るすべての結婚及び CP を内務省に報告し、国务大臣が疑わしいと判断したケースについて調査を行うこととする。これに伴い、滞在資格に関わる結婚及び CP の通知期間を 15 日から 28 日に延長し、必要に応じて 70 日までの延長を可能とする。

(6) 従来移民法でも、帰化市民の市民権剥奪規定は存在したが、不正な手段で市民権を取得した場合を除き、無国籍となる剥奪はできなかった。今後は国益を損なう帰化市民に関しては、たとえ無国籍となる場合でも国务大臣の判断で市民権剥奪を行うことが可能となる。シリアの内戦には、多く見積もって 240 人の帰化市民が参加しており、新規定はこうした者の帰国を阻むことを目的とした規定といわれている。

注(インターネット情報は 2014 年 7 月 15 日現在である。)

(1) *Economist/Ipsos MORI April 2014 Issues Index*, 9 April 2014.

<<http://www.ipsos-mori.com/researchpublications/researcharchive/3373/EconomistIpsos-MORI-April-2014-Issues-Index.aspx>>

(2) 具体的には、第 6 条の「公共機関は欧州人権条約に反する行為をとってはならない」という規定。

(3) Civil partnership. 同性のカップルに対し男女の夫婦と同じ権利を認める制度。

参考文献

・ *Immigration Act 2014*, 14 May 2014. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2014/22/contents/enacted>>